

でいんぐる友の会 規約

令和2年3月1日規定

(名称および事務局)

第1条 本会は、子どもの第3の場でいんぐる友の会(略称でいんぐる友の会)といい、事務局を社会福祉法人玉医会(以下、法人という)内に置く。

(目的)

第2条 本会は、子どもの第3の場 でいんぐる(以下、でいんぐる)の事業に協力し、基本となる事業活動にプラスαで新しい挑戦を企図することに寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会はでいんぐるの活動に協力する。協力、連携を取るに当たっては適宜、法人の許可を得て進めるが、下記の項目に関しては会設立時に法人より許可を得る。

- (1) 銀行口座を持つ。
- (2) 寄付を受け入れる。
- (3) 年に1回、総会を開く。
- (4) 年に1回、支出状況を監事が確認する。

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同する個人は会長の許可を得て、評議員会の議決をもって会員になる事ができる。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

会長	1名	評議員会において決定する。本会を代表する
評議員	若干名	会員の中から総会において選出する。評議員は必要に応じて評議員会を行う
監事	1名	評議員会において決定する。口座の収入・支出を年に一度、監査する

(会計)

第6条 本会の経費は、寄附金その他収入をもって当てる。会計年度は4月に

始まり翌年3月に終わる。

(規約の変更)

第7条 本規約の改定は評議員会における議決で会長の決裁の上、改定される事がある。なお評議員会における議決は、事案に対して出席者の過半数以上の賛意で可決される。

(附則)

第8条 この会の設立当初の役員は次の通りとする。ただしこの会の設立後、この規約に基づき役員を選任を行うものとする。

会長 金和 史岐子

評議員 秋澤 徹

監事 奥菌 俊輔

この規約は令和2年3月1日より施行する。

でいんぐる友の会

会長 金和 史岐子 様

監査報告書

1. 実施年月日：令和3年3月13日
2. 実施場所：地域福祉交流館 FindingR

監査項目	監査結果内容
口座収入の状況	適正に運営されている。
口座支出の状況	適正に運営されている。
その他	LINE スタンプ収益 1,771 円 現金化せず積算を継続している状況。
意見等	

上記の通り報告します。

令和3年3月13日

幹事

氏名 宮崎 和幸

